

議案第123号

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る出資等に係る不要財産の譲渡
収入による納付の認可について

平成30年7月2日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る出資等に係る不要財産の譲渡収入による本市への納付については、申請のとおり認可する。

平成30年9月12日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る出資等に係る不要財産の譲渡収入による本市への納付について認可をするため、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

大病財第6号

平成30年7月2日

大阪市長 吉村洋文様

地方独立行政法人大阪市民病院機構

理事長 瀧藤伸英 印

出資等に係る不要財産の譲渡収入による納付について

地方独立行政法人法第42条の2第2項及び地方独立行政法人法施行令第9条第1項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付についての認可を申請します。

- 1 譲渡収入による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
別表の①欄のとおり
- 2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由
大阪市立住吉市民病院の閉院に伴い不要となるため
- 3 納付の方法を譲渡収入による出資等団体への納付とする理由
設立団体が所有し直接使用する見込みがないため
- 4 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額
別表の②欄のとおり
- 5 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額
別表の③欄のとおり
- 6 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
別表の④欄のとおり

- 7 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
別表の⑤欄のとおり
- 8 当該出資等に係る不要財産の譲渡の方法
有償による譲渡
- 9 当該出資等に係る不要財産の譲渡の予定時期
平成31年1月予定
- 10 譲渡収入による出資等団体への納付の予定時期
平成31年2月予定
- 11 その他必要な事項
なし

別表

①			②		③	④	⑤	
資産の 種別	施設名・備品名		取得の日 における 帳簿価額 (台) (円)	申請の日 における 帳簿価額 (円)	譲渡に よって 得られる 収入 の見込額 (円)	譲渡に 要する 費用の 見込額 (円)	取得に 係る出資 又は 支出の額 (円)	その他 その内容
医療用 備品	もと大阪 市立住吉 市民病院	磁気共鳴 断層撮影 装置	1 68,500,000	42,915,250	15,000,000	0	68,500,000	支出 (運営費 負担金)

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（出資等に係る不要財産の納付等）

第42条の2 省 略

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3 - 4 省 略

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 省 略